

## 「あっせん」と「仲裁」

公共事業に必要な土地等の取得に関し当事者間の合意が成立しない場合、収用手段以外の紛争処理方法として、土地収用法上、「あっせん」と「仲裁」の2つの制度が設けてあります。

### 「あっせん」と「仲裁」の概要

	あ っ せ ん	仲 裁
制度の概要	土地等の取得に関する事項について、あっせん委員が当事者間の調整を行い、合意を促すものです。	土地取得等の契約が成立しない原因が補償（額）に関するものであるとき、仲裁委員が仲裁判断を行うことで、紛争の解決を図るものです。
申 請 人	当事者（公共事業の施行者又は土地所有者等）の双方又は一方（一方のみの申請も可）	当事者の双方（共同申請が必要）
申請時期	事業認定の告示前	事業認定の告示前
継続期間	事業認定の告示があった場合には、打ち切られます	事業認定の告示後も継続可能です。
委員の構成等	あっせん委員 5人（収用委員1人、学識経験者4人） * 収用委員会の推薦により知事が任命	仲裁委員 3人（収用委員3人）  * 収用委員会が収用委員の中から推薦する者について知事が任命
効 力	当事者間で合意が成立すれば契約の効果が生じますが、当事者の合意が得られなければ成立しません。	仲裁判断は確定判決と同様の効力を持っています。